

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－３ 顧客の最善の利益の確保</p> <p>Ⅲ－２－３－２ 勧誘・説明態勢</p> <p>Ⅲ－２－３－２－４ 顧客に対する説明態勢 [略]</p> <p>（１）[略]</p> <p>（２）説明書類に係る留意事項</p> <p>① 金商法第 46 条の 4 又は第 47 条の 3 に規定する説明書類（Ⅲ－２－３－２－４（２）及びⅤ－２－２－２（２）において「説明書類」という。）については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品取引業者に指示するものとする。その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。</p> <p>② [略]</p> <p>（３）[略]</p> <p>Ⅲ－３ 諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－３ 顧客の最善の利益の確保</p> <p>Ⅲ－２－３－２ 勧誘・説明態勢</p> <p>Ⅲ－２－３－２－４ 顧客に対する説明態勢 [略]</p> <p>（１）[略]</p> <p>（２）説明書類に係る留意事項</p> <p>① 金商法第 46 条の 4 又は第 47 条の 3 に規定する説明書類（Ⅲ－２－３－２－４（２）、Ⅲ－３－１（10）及びⅤ－２－２－２（２）において「説明書類」という。）については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品取引業者に指示するものとする。その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。</p> <p>② [略]</p> <p>（３）[略]</p> <p>Ⅲ－３ 諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録</p>

改正案	現行
(1)～(8) [略]	(1)～(8) [略]
(9) 金融商品取引業者登録簿	(9) 金融商品取引業者登録簿
①～③ [略]	①～③ [略]
[削除]	④ <u>金融商品取引業者登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、金融商品取引業者登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</u>
[削除]	⑤ <u>金融商品取引業者登録簿の縦覧者には、別紙様式Ⅲ-5による金融商品取引業者登録簿縦覧表に所定の事項を記入させるものとする。</u>
[削除]	⑥ <u>金融商品取引業者登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</u>
[削除]	⑦ <u>縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u> イ. <u>上記④から⑥まで又は当局の指示に従わない者</u> ロ. <u>金融商品取引業者登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</u> ハ. <u>他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</u>
[削除]	⑧ <u>他の財務局長が登録を行った金融商品取引業者に係る縦覧の申請があった場合は、登録を行った財務局において縦覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。ただし、申請者に登録を行った財務局が遠隔地になるなどのやむを得ない事情があるときには、当該他の財務局長に登録事項を照会し、縦覧に応じるものとする。</u>

改正案	現行
<p>(10) <u>金融商品取引業者登録簿の縦覧</u>  <u>金商法第 29 条の 3 第 2 項及び金商業等府令第 12 条に規定する金融商品取引業者登録簿の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</u>  <u>なお、氏を改めた者が金融商品取引業者登録簿の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p>① <u>電子メール等による縦覧</u></p> <p>イ. <u>電子メール等で金融商品取引業者登録簿の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る金融商品取引業者登録簿を電子メール等で送付する。ただし、金融商品取引業者登録簿の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</u></p> <p>ロ. <u>金融商品取引業者登録簿の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u></p> <p>a. <u>氏名</u>  b. <u>住所</u>  c. <u>電話番号</u>  d. <u>金融商品取引業者登録簿の送付を希望するメールアドレス</u>  e. <u>職業</u>  f. <u>縦覧を希望する金融商品取引業者登録簿に係る金融商品取引業者の商号、名称又は氏名及び登録番号</u>  g. <u>縦覧の目的</u></p> <p>ハ. <u>当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る金融商品取引業者登録簿の送付を拒否することができるものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>

改正案	現行
<p><u>二. 他の財務局長が登録を行った金融商品取引業者に係る金融商品取引業者登録簿の縦覧の申請があった場合は、当該金融商品取引業者の登録を行った財務局に対する縦覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</u></p> <p>② 財務局での縦覧</p> <p><u>イ. 金融商品取引業者登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、金融商品取引業者登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</u></p> <p><u>ロ. 縦覧の申出があった場合には、別紙様式Ⅲ－５による金融商品取引業者登録簿縦覧申請書に所定の事項を記入するよう求めるものとする。</u></p> <p><u>ハ. 金融商品取引業者登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</u></p> <p><u>ニ. 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u></p> <p><u>    a. 上記イ. からハ. までその他当局の指示に従わない者</u></p> <p><u>    b. 金融商品取引業者登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p><u>    c. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p><u>ホ. 他の財務局長が登録を行った金融商品取引業者に係る金融商品取引業者登録簿の縦覧の申出があった場合は、当該金融商品取引業者の登録を行った財務局において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。</u></p>	

改正案	現行
<p>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-3 諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-3 投資法人</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項  財務局長は、投信法第 188 条第 1 項の規定に基づく登録申請書（投信法施行規則別紙様式第 9 号（以下（3）において同じ。））の受理等に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>①～⑦ [略]</p> <p>⑧ 登録投資法人登録簿</p> <p><u>登録投資法人登録簿の縦覧（投信法第 189 条第 3 項及び投信法施行規則第 217 条）の取扱いについては、Ⅲ-3-1（10）に準ずるものとする。なお、Ⅲ-3-1（10）②ロ. において「別紙様式Ⅲ-5 による金融商品取引業者登録簿縦覧申請書」とあるのは「別紙様式Ⅵ-4 による登録投資法人登録簿縦覧申請書」と読み替えるものとする。</u></p> <p>[削除]</p>	<p>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-3 諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-3 投資法人</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項  財務局長は、投信法第 188 条第 1 項の規定に基づく登録申請書（投信法施行規則別紙様式第 9 号（以下（3）において同じ。））の受理等に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>①～⑦ [略]</p> <p>⑧ 登録投資法人登録簿</p> <p><u>イ. 登録投資法人登録簿は、公衆の縦覧に供するとともに、縦覧申請者に別紙様式Ⅵ-4 による登録投資法人登録簿縦覧申請書の所要事項の記入を求めるものとする。</u></p> <p><u>ロ. 登録投資法人登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間の変更並びに縦覧の停止又は拒否をすることができる。</u></p>

改正案

現行

[削除]

【別紙様式集】  
別紙様式Ⅲ－５

金融商品取引業者登録簿縦覧申請書

年 月 日

〇〇財務（支）局長 殿

縦覧の目的	
-------	--

登録番号	金融商品取引業者の商号、名称又は氏名	貸出	返納

上記金融商品取引業者登録簿を縦覧したく、申請します。

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号

貸出	時	分
----	---	---

ハ. 登録投資法人登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出させてはならない。

【別紙様式集】  
別紙様式Ⅲ－５

金融商品取引業者登録簿縦覧表

[新設]

[新設]

[新設]

縦覧日	縦覧者氏名	縦覧者の住所 電話番号	登録番号	金融商品取引業者名	貸出 時間	返納 時間	確認

[新設]

[新設]

改正案				現行			
職業	返納	時	分				
別紙様式VI-4 登録投資法人登録簿縦覧申請書  年 月 日  〇〇財務(支)局長 殿				別紙様式VI-4 登録投資法人登録簿縦覧申請書  年 月 日  〇〇財務(支)局長 殿			
縦覧の目的				縦覧の目的			
登録番号				登録番号			
登録投資法人の商号				登録投資法人の商号			
貸出				貸出			
返納				返納			
上記録投資法人登録簿を縦覧したく、申請します。				上記録投資法人登録簿を縦覧したいので申請します。			
申請者 氏 名				申請者 氏 名			
住 所				住 所			
電話番号				電話番号			
職 業				職 業			
貸出 時 分				貸出 時 分			
返納 時 分				返納 時 分			